

静岡県教育委員会

議事録

平成 28 年度 第 17 回定例
12 月 2 日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 12 月 2 日に教育委員会第 17 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 12 月 2 日（金） 開会 13 時 30 分
閉会 15 時 00 分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 員 齊 藤 行 雄
委 員 員 興 直 孝
委 員 員 渡 邊 靖 乃
委 員 員 藤 井 明

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
北 川 清 美 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
小野田 裕 之 教育政策課長
本 村 勉 情報化推進室長
遠 藤 宗 男 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
太 田 修 司 義務教育課人事監
渋 谷 浩 史 高校教育課長
神 田 不 二 彦 高校教育課指導監
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
奥 村 篤 静東教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
吉 澤 勝 治 総合教育センター所長
天 野 和 博 教育総務課人事管理主事

4 その他

- (1) 39 号議案は原案のとおり可決された。
- (2) 報告事項 1～3 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

9 月 5 日、9 月 21 日、10 月 12 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 39 号議案は人事案件であるため、報告事項 2、3 は公表前の案件であるため、非公開としたいと思うが異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第 39 号議案及び報告事項 2、3 は非公開とする。

報告事項 1 小学校英語教育推進体制整備事業（案）

- 教 育 長： 報告事項 1 「小学校英語教育推進体制整備事業（案）」について、林義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 「L E T S」の資格を満たしていれば指導できるということだが、具体的にどの程度のことをやるのか。
- 義務教育課長： 「L E T S」の内容は今後、定例会で諮る予定であるが、イメージとして 3 つ程度の要素で構成する。1 つは教員自身の英語能力で、例えば英検準 1 級などである。2 つ目は何らかの研修を受けているかどうか。3 つ目は自らの指導実践の経験となり、この 3 点を併せ持っている方を認証して、確認した方にプロジェクトに参加してもらう。個人によっては指導実践が 3 年であったり 5 年であったりすることもあるが、3 つの要素の合計ポイントが 20 ポイント以上の方にはプロジェクトを付与するというイメージである。少なくとも英語能力、研修、指導実践の経験と 3 つの要素を兼ね備えた教員を県独自で認定しながら指導資格を与えていきたいと考える。
- 教 育 長： 今の説明は「静岡方式」と捉えてよいか。
- 義務教育課長： そうである。
- 藤 井 委 員： 推進体制整備事業には直接関係ないが、小学校で英語を教えていくことに関して、生の英語に触れる機会を、教える方も教わる方も可能な限り多くもてるような政策になるとよい。英語を学ぶということは言葉を覚えるということでもあるが、違った文化や違った言語に触れることによって、違う世界に触れることで多様性を受け入れる感覚や感性を身に付けるということになる。その点も重視して政策を考えてほしい。
- 義務教育課長： 今年 2 月に策定された、本県の教育大綱においても教職員、子供たちの国際化ということが大きな重点施策として掲げられている。公的な部分や財団の補助事業も含めて、教員の海外経験、文化交流の経験をより豊かにしていくという取り組みも別途展開しているが、委員御指摘のとおり語学教育だけでなく、多文化理解ということも伴うものと思っている。御指摘の点も併せて考えていく。
- 藤 井 委 員： 今説明のあったことに追加して、日本人が日本人の児童生徒に教える

ということもあるが、ネイティブスピーカーの方々をいかに有効に使って教えていくか、あるいは英語での生活になじむ場でもって教えるということもある。単に海外に行って英語に触れるということもあるが、国内にも英語を話せる方はたくさんいるので、そういった方々との接点を増やすなり、あるいは教える側としてそういった方々の採用を積極的に考えてほしい。

教 育 監： 昨年度、先進事例として裾野西小学校を視察した。そこではネイティブの方が授業に参加して小学生への授業を生き生きと展開しており、先駆的な取り組みとして今後のベースとなっていく。また西伊豆町などでは英語ということだけでなく、様々な文化やスポーツの中での取り組みの中でお願いしていることもある。先駆的な事例を紹介して進めていく。

渡 邊 委 員： 地域の人材やALTが各小中学校に配置されているが、そういった方はこの「LETS」の対象となるのか。

義務教育課長： 最終的にはそういった方々も協力いただくことになるが、教科の評価は担任の先生がするのでその部分をALTにお願いする訳にはいかない。担任の能力を担保する必要があるのをそれを整備する事業が「LETS」となる。

渡 邊 委 員： 現在、参画している外国人の方たちの質を担保するための方策はあるのか。

義務教育課長： ALTを対象とした研修や、この事業で実施する研修にALTが参加する方法もある。おそらく新しい教科書が来年あたり出ると思う。特に小学校高学年に関しては評価を伴う「教科型」となり、教科指導的な部分でALTの方もどういった内容の教材か理解いただく必要があるので、別途研修していく必要がある。

渡 邊 委 員： ALTが学習指導要領の内容を理解しないまま授業に入っている状況があり、また、日本での生活が長いと英語が通じないので、日本語で授業をしているという現状がある。日本で英語を学んで日本人が、日本でも頑張ればこんなに英語が話せるようになるというモデルとして活躍している方も多くいるので、正規教員を支える方の質を確保できる体制をつくってほしい。

斉 藤 委 員： 3、4年生は外国語活動ということで教科でない。これはあいさつをしたり歌を歌うレベルだと思うが、5、6年生となると教科となり評価することになる。文科省の指導要領を確認しなければわからないが、教えることができる先生でなければならない。評価をしなければならない点が3、4年生と5、6年生との違いだと思う。小学校の先生方の忙しさが増えると思うが、「LETS」の要件を満たした先生を各校1名ずつ配置ということによいのか。2020年に間に合わないかもしれないが、どんどん増やしていくことを考えないとならない。また、時間配分について、各学校に任せることになると思うが、朝の10分間の読書活動が犠牲となるのではないかと懸念する。思考力、発言力を

涵養させていく上で「読書」は大切な要素である。願わくばそういった時間が犠牲にならないようにしてほしい。

教 育 長： 「読書県しずおか」なのでその部分は守っていくべきだと思う。

義務教育課長： 一枚目の資料にあるように端的に言って時間内に位置付けることは難しい。斉藤委員御指摘のとおり、3、4年生に関しては朝の短時間学習の時間を充てるという案もなくはないが、必ずしも第一義的な考え方でなく、例えば朝読書をしているとなりで、がやがやと英語活動をしているというのは学級運営上の課題はあると思う。静岡県として授業時間割のモデルプランを検討していきたい。

興 委 員： 教員養成課程を持つ県内大学への協力要請であるが、既に取り組んでいるのか。

義務教育課長： 事務レベルであるが意見交換はしている。

興 委 員： 具体的に文書でもって協力要請はしていないのか。

義務教育課長： 現段階ではしていない。

興 委 員： この事業が認められれば本格的に取り組んでいくのか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 教員採用についてであるが、小学校受験者は29年度採用から5点の加点を行うとあり、中学校受験者は30年度採用から5点の加点を行うとある。小学校受験者については既に実施しているということか。

義務教育課長： 本年度実施の採用試験からやっている。

興 委 員： 28年度まではしていなかったのか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 29年度採用から先行して実施した理由は

義務教育課長： 全体の採用試験の説明で既に伝えてあるが、小中学校だけでなく、高等学校、特別支援学校を併せて、本県が求める人材像を発信するために本年度実施した採用試験の加点措置の一部となる。

興 委 員： 体制整備が社会的に求められているとしたら、このような事業をどのようにしていこうという議論は先行してあったのかと思う。そうだとすると、定例会の議題としての取扱として、このような事業は教育委員会定例会に事前に取り上げて議論していくことが必要であり、そして29年度に先行してやろうという事になるならよいことであつたらう。この問題を契機に今後、定例会の議題の取り扱いについて考えていきたい。中学校受験者については30年採用から加点するというのをこの中に盛り込むということか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 現職教員に対する研修は極めて重要であるので積極的に取り組んでほしい。教員配置について、文部科学省が期待している現行の免許法では、基本的に小学校教員が中学校英語免許を取得することを推奨しているので、当然、静岡県教育委員会でもそれを受けとめて、小学校教員の取組を記載したうえで、2ポツ目に県教育委員会の追加的措置のように明記すれば「L E T S」の意味合いを明確にして、付加的に明

記するとよい。また、括弧書きとして「平成 31 年度から実施予定の新教員養成課程を修了する者が学校現場で活躍するまでの時限措置として実施」とあるが、この活躍するまでとはどの程度の期間を想定しているのか。

義務教育課長： 明確な期間は決まっていないが、10 年、15 年のスパンを考えている。小学校の先生が学校で英語を教えるという前提で大学の教員養成課程を終えた先生方、しっかりとした小学校英語を教えられる能力を持った先生方が、ある程度の規模、確保できるようになるには 10 年 15 年は必要ではないかと考える。興委員御指摘のとおり、英語を教える能力を持った方が現場に一定水準確保されたと見極められるまでの、時限的かつ補完的な措置となるので、括弧内の記述となっている。

興 委 員： 説明があったように学校現場で活躍できるまで相当の時間がかかることは容易に想定できる。時限措置についてどのように捉えるのかは、口頭での説明だけでなく、今回の議論では何を決めるのかが分からないので、整備事業を今後どのようにしていくのかを記載するように考えてほしい。3 ポツ目に「県教育委員会としては、免許や資格等の保有者だけでなく、豊かな授業実践経験のある教員」と記載されている。先ほど藤井委員が指摘されたものでなく、あくまで「教員」と記載されている。藤井委員が指摘した英語圏で育って教員経験があるような方が関係することは極めて大事である。そういった方を「L E T S」に含むことは考えているのか。

義務教育課長： あくまでも正規教員を対象としている。児童の成績評価を伴う教科を担当できるのは正規教員であるのでそこに力点を置いている事業である。

興 委 員： かつての理科教育支援員のようなかたちをこの「L E T S」では考えていないということか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 平成 31 年度から実施予定の新教員養成課程を修了するものとあるが、何年から出てくるのか。これからであると相当な年数が経過するということか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 平成 31 年度から実施予定の新教員養成課程とは、教職課程でやってもらう必要があるということか。

義務教育課長： 教育学部の中で教科指導科目「外国語活動」を履修してもらう。

興 委 員： 大学も真剣に受け止めて取り組むと思うが、静岡県においては静岡大学と常葉大学が教職課程をもっている。静岡文化芸術大学は施行したくとも教職課程がない。そういったところも含めて大学のカリキュラム編成に工夫をしてもらえよう、「I 教員養成」で積極的に記載してほしい。平成 32 年度までに、指導資格（L E T S）がある教員を全小学校に最低 1 人配置するとあるが、こういった理由で最低 1 人なのか。

義務教育課長： 必ず 1 人以上ということである。英語の指導をできる教員が学校内

に誰もいないという状況を作らないことである。

興 委 員： 現状、県内にこの要請にこたえられる人材はどの程度いるのか。

義務教育課長： 県が所管している小学校が 350 校程度であり、免許をもっている教員は5パーセントであるので圧倒的に足りない。

興 委 員： どの程度まで上げるのか。

義務教育課長： 100 パーセントにしなければならない。それまでの間は「L E T S」という指導資格を設け体制を維持していく。

興 委 員： この案件はこの定例会においては報告事項なのか。最終的に体制整備事業としてどういったかたちで打ち出されることになるのか。

義務教育課長： これをもって事業内容の報告となる。これまで説明してきた4つの柱は個々に取り組んできたことである。パッケージとして取りまとめ対外的にも情報発信していく。議案の取り扱いについては御意見があろうかと思うが本日は報告事項である。

興 委 員： 整備事業のパッケージに4ポツも入るのか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 4ポツについて総合教育センター所長に伺う。29年度、この事業にどのように取り組むのか。

総合教育センター所長： 先ほど義務教育課長から説明があったように静岡教育事務所、静岡西教育事務所の管内の地区において、小学校、中学校、高等学校を通した英語教育に関する指導をしているところである。地域の教科等指導リーダーとなるような方にも参加していただくということで呼びかけ、広めていくということに取り組んでいる。また、義務教育課長から総合教育センターにこのようにパッケージで事業を展開したいと連絡は受けており、センターとしても新しい学習指導要領は研究すべきであろうということから研究も進めている。このパッケージに従いながら、また、1ページの4のモデルプランをいくつか示しながら29年度は対応していく。

興 委 員： その中に藤井委員が指摘した内容も含まれてくるのか。

総合教育センター所長： この「L E T S」とは別のことと考える。1ページの4にあるモデルプランの開発であるが、一つは、学校現場は外国語活動の運用方法について困っていると思うのでその研究となる。二つめは、外国語活動や教科型をどのようにやったら地域の中で小・中・高と一貫してできるかという研究である。三つめは、A L Tを活用した授業をどのように展開したらよいかということである。この三つから対応していくことだと考えている。例えばA L Tについて、夏休みに新規A L Tが着任した時、センターで宿泊の研修をするのだが、今回は高校生を宿泊で参加させA L Tと一緒に活動をするこもしている。そのような取り組みを広げていくことは今後必要になってくると考える。

興 委 員： 3ポツにあがっているように地域全体の連携が取れるような取組が必要だと思うし、3ポツにあがっている記載の内容も踏まえて実を上げるように取り組んで、それらの進展を教育委員会にあげてほしい。

斉 藤 委 員： 新学習指導要領は本年中に明確に出てくるのか。

義務教育課長： 年明けとなる。パブリックコメントを受けて2月には素案が示される。

斉藤委員： 具体的なものになるのか。例えば5年生ではどういった文法を教えなさい、構文を教えなさい、6年生では単語をいくつ覚えなさいといったようになるのか。

義務教育課長： 指導要領本体にはある程度のざっくりとした表現になると思うが、それに付随して指導資料が出される。そこでかなり示されると思う。ただ、単語数程度であれば示される可能性もある。

教育監： 大学との関係は教員育成協議会の中でも大きな話題となっているので、静岡大学、常葉大学へは働きかけていくタイミングはあると思う。免許状や指導についても、少数であるがネイティブの方に特別免許状の扱いをどうするのかなどが議論され報告があがっているものもあるので整理していく。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教育長： ここで会議を非公開とする。

<非>第39号議案 平成28年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者の決定

※非公表

<非>報告事項2 賀茂地域教育振興方針の概要(案)

教育長： 報告事項2「賀茂地域教育振興方針の概要(案)」について、北川教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 県内に同じような問題を抱えている地域があるかと思うが、なぜ賀茂地域だけに焦点があたっているのか。

教育総務課長： 県内に同じような地域はあるのだが、賀茂地域は特に人口減少も著しいので、県として賀茂地域を担当する副知事を置いて対応している。10分野程度の行政部門について、それぞれで取り組んでいたら非効率ということで共同で実施していく取組となる。教育分野では各市町から予算を出し合って共同で指導主事を設置することや、賀茂地域の子供たちのことについてみんなで考えていこうという流れとなる。

藤井委員： 賀茂地域の取組が他の地域のモデルケースとなるということか。

教育総務課長： 参考となることもあると思う。

教育監： どの地域でも少子化、人口減少が進んでおり、行政組織の大きな変革があった。しかし、ここで賀茂地域と呼んでいる1市5町については、

様々な事情によりうまくいかなかった。そうなってしまうと各町は 10 名程度の教育委員会事務局組織となってしまう、指導主事がない状況となる。指導主事のことだけでなく、全ての教育行政について 10 名程度のスタッフでスポーツ、文化、学校教育、社会教育をこなさなければならぬので厳しい状況にあった。最初でこ入れとして指導主事は県の支援にて行った。次はトータルに見て就学前教育の整備や特別支援教育のことなどが資料 4～5 ページにあるように検討されている。この事業が教育行政全体をどのようにしていくのかということに関ってくる。県内には同じように人口減少している地域があるが、そこにどのように帰依されるかは別問題である。

教育次長： 興委員はご存知かと思うが、始まりは市町村教育委員会の自主性がテーマとなって教育委員会のあり方を議論した。その中で指導主事は市町村においても設置するという努力義務が課されているが、その当時、指導主事を設置していない市町村は、財政的に厳しい賀茂 5 町と川根本町であった。賀茂 5 町も自らの財源で指導主事を設置しなければならないと考えたが、すぐには難しいということで 3 年間の時限措置で県から指導主事を派遣した。その間に指導主事の共同設置について、首長同士で検討してはどうかと提案し先方も了承した。一方、川根本町は自主財源で 1 名指導主事を設置したので、自らはやらないところは県で応援するのかと川根本町は反発した。ここで 5 町の財源で 3 名の指導主事を共同設置することとなった。元来、静岡県にとって行政的にも賀茂は特別な地域であり、昭和 40 年代前半までは「賀茂支庁」という組織を置くほどであった。地方自治の議論の中で、弱い市町村は合併して大きくなり財政的に強くなって生き残っていくという流れの中で、賀茂地域はまとまらなかった。今後もまとまる可能性が無い中で、県としても見放す訳にいかない。そういったケースは全国的にも多いと聞いており、国からもそういったケースの場合は、県が市町村の行政を補完するように言われている。そういった背景があって県も連携して取り組んできた。賀茂地域に副知事が設置されたが、副知事はもっと先を見据えており、教育委員会という組織を賀茂地域 1 市 5 町で共同設置したらどうかと考えている。そうなれば 40～50 人規模の教育委員会組織が出来上がる。そこまで視野に入れながら一里塚として賀茂地域教育振興方針がある。この中に教育委員会の共同設置という文言はないが、現場レベルでは首長も含めそういった認識はある。

興委員： 教育次長の説明で流れは分かったが、もっとポジティブに賀茂地域の良いところを含めたほうがよかったのではないかという印象である。検討してほしいのは、ジオパークの問題が記載されていないことである。伊豆半島のジオパークは日本のジオパークとして認定されているが、ユネスコの認定は受けていない。今後、活動を充実・強化しないとユネスコの認定にはならないのではないか。地元の教育ツールとしても重要であるのでそれらの活動に取り込めるようにすると魅力が出

てくるのではないかと思う。教育の実をあげる上で、指導主事の共同設置の話があるが、加えてこの地域でしかできないこととしてジオパークがある。日本のジオパークに認定されてユネスコに認定されていないほかの地域では、そういったチャレンジをしている所はあるので、是非取り組んでほしい。そのためには静岡大学の協力も必要であるし、そういった工夫をセールスポイントとして加えてほしい。

教育総務課長： この方針をベースに小・中・高の連携の中で、興委員から提案のあったジオパークなども含めて、肉付けしていく。

興委員： そうではなく、この方針の中で読み取れる箇所がありそうなので、入れ込んでほしい。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項2を了承する。

＜非＞報告事項3 平成29年度当初予算部局調整案の概要

教育長： 報告事項3「平成29年度当初予算部局調整案の概要」について、長澤財務課長より説明願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

興委員： 項目に事業名は出ているが事業名以外のものもあると思う。小計の数字、例えば1(1)の全体にかかる小計とみてよいか。

財務課長： そうである。

興委員： ここまでの調整案を作成するまで、現場の財務課長として「理想はこうであるが、予算の確保の見通しは未だこの段階である。」というような思いはあるか。

財務課長： 県全体で600億円程度の財源不足がある中で、教育委員会だけでなく全部局に対して、一部の事業であるが、28年度当初予算に対し20パーセントのマイナスシーリングが掛かっているので、各課に協力してもらっている部分はある。節約をして来年度の業務運営に当たるといふことでこの要求書に盛り込んでおり、教育委員会事務局全体としてやっていかなければならない。もう1点、県立学校の維持補修や校舎の長寿命化対策、特別支援学校整備といったことが課題として山積しており、要求はこの資料のとおりであるが、県全体の財政状況が厳しい中でどこまで確保できるかは、今後の調整次第である。

興委員： 教育次長はどのように考えているか。

教育次長： 教育長や部局長の戦略的な予算を全面的に出してトップダウンでやることはよいが、財務課長の県立学校施設に対する思いについて、例えば普通のマンションであれば施設管理は計画的に行うが、ご存知のとおり県立学校施設は40～50年経過し、雨漏り等がひどい状況である。やらなければならない基本的なところに予算をかけたいが、今回、そういった経費的な予算にかなり厳しいメスが入っており、基礎的な施

設整備が思うように進まないという忸怩たる思いがある。

興 委 員： 教育次長の指摘の点について、我々が学校現場に行っても雨漏りやトイレの問題は顕在化していると感じている。また、教育施設となるが富士山麓山の村は大変な雨漏り等があり、施設を運用すること自体が難しい状態である。今日、そのような状態を招いてしまったことは致し方ないとしても、そういった施設に対する財政措置はどこまで可能なのか、長期的に考えることではなさそうなので、俎上にあげて議論することが必要である。財務課長に伺ったのは節約のことだけではなく、予算確保できるかは別として、収入に限られる中でどう整備していくかを考えることが戦略的取組である。財務課長は大きな権限をもっているので取り組んでほしい。

藤 井 委 員： 考え方として、積立金や引当金のような概念で、年度ごとの予算使いきりのようなアプローチ以外のことはまったくできないのか。

教 育 次 長： 公会計に減価償却の考えが無いというように批判される点である。

藤 井 委 員： 無いという前提に立たないで作り上げていくということが必要ではないか。

教 育 次 長： 建物に関して、今までは作りっぱなしであったが、長寿命化をするために個々の建物のカルテを作成し、最適な管理方法を導き出すことを全県的に進めている。

藤 井 委 員： パッチワークでその都度予算検討しては学校現場が気の毒である。

教 育 長： 移動教育委員会等で現場を見たとき、雨漏りやトイレの現状を把握しているのでなんとかしたい思いはある。夏の冷房、冬の暖房についても要求を受けているが、待っているといつになるかわからない。しかし、教育に関わることなどで知事に対しても強く要求しており、次世代の人材を育てるということで知事も理解は示している。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項3を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成28年度第17回教育委員会定例会を閉会とする。